

～自分やふるさとに誇りをもち、夢や希望にむかう子ども～
 ○ 自ら学ぶ子ども
 ○ こころ豊かな子ども
 ○ たくましい子ども

玉っ子

NO11 R4.9.16

文責 校長 佐藤則之

療養期間は見直されましたが...



新型コロナウイルスによる感染状況により、子どもたちの健康・安全を第一に考えたときに学級閉鎖や臨時休業となることについて、ご理解、ご協力をいただき感謝致します。今回の第7派は、多くがオミクロン株（BA5）によるものであり、その感染力の強さに驚きと不安を感じずにはおれません。朝、家を出る際には発熱、のどの痛み、咳、倦怠感等の体調不良がない場合でも、昼前に発熱等の体調不良を訴え、迎えに来ていただくケースが多く見られました。また、下校後、夕方になってから体調不良を訴えるケースも見られました。今週は、そのようなお子さんが少なくなりましたが、まだまだ感染状況を注視していく必要があります。

療養期間の見直しが新聞やテレビ等で下記のように報道されています。（福島県HPより）

令和4年9月7日から、療養期間等が見直しされました。（同日時点で、患者である方にも適用されます。）

【注意】症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、**感染リスクがあります。**
 検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、**解除後も感染予防行動の徹底をお願いします。**

○**症状のある方**（入院者・高齢者施設入所者を除く）

発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後※24時間経過した場合には8日目から解除可能

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに、解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいいます。



療養期間は見直しにより短縮されましたが、「症状があった場合」福島県ホームページでは次のように示しています。

○ **有症状者では発症日から10日間経過するまでは、感染リスクが残存することから、感染予防行動の徹底が必要**

7日間たてば無条件でOKということではなく、上の図にあるように「7日目には症状軽快となり、24時間経過していること」が、8日目に解除となるには必要です。

そのために少なくとも10日目まで配慮すべきこととして、次のように示しています。

【実施していただきたい行動】

・検温などの自身による健康状態の確認 ・マスクを着用すること等基本的な感染対策

【避けていただきたい行動】

・高齢者等ハイリスク者との接触 ・ハイリスク施設への不要不急の訪問

療養期間短縮については、政府分科会の尾身茂会長も9月8日に次のように述べています。「政府が7日間であれば完全に安全なのかということそうではない。実際には、感染が広がるリスクが残っているという現実を、多くの一般の人に知ってもらわなければならない、それを伝えるのは政府の責任だ」「リスクがあるということを共通理解として持ってもらったうえで、リスクに対応した行動をお願いしたい。ウイルスが体からなくなるまでの間は、高齢者に会うなどリスクの高い行動を控えてもらう必要がある」

まだまだ感染状況を注視した学校生活が続きます。お子さんが登校後、発熱、せき、のどの痛み、頭痛等、風邪症状などの体調不良を訴えた場合は、お迎え依頼の連絡をしますので、ご理解とご協力をお願いします。